

議案第3号

定例教育委員会資料
平成26年10月22日
生涯学習課・文化課
課長：蓮井昭夫 那須野雅好
担当：久保田剛生 山田真一
内線：763-222・261

安曇野市博物館等における美術品取得及び特別企画展開催基金条例等の一部を改正する条例

(安曇野市博物館等における美術品取得及び特別企画展開催基金条例の一部改正)

第1条 安曇野市博物館等における美術品取得及び特別企画展開催基金条例(平成17年安曇野市条例第79号)の一部を次のように改正する。

第1条中「安曇野市博物館等美術品取得及び特別企画展開催基金」を「安曇野市博物館等における美術品取得及び特別企画展開催基金」に改める。

(安曇野市学校施設使用条例の一部改正)

第2条 安曇野市学校施設使用条例(平成17年安曇野市条例第225号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(損害賠償)

第7条 故意又は過失により施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

別表中 「

明北 中学 校

」 を 「

明北 小学 校

」 に改める。

(安曇野市人権教育集会所条例の一部改正)

第3条 安曇野市人権教育集会所条例(平成17年安曇野市条例第236号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第244条の2」を「第244条の2第1項」に改める。

第3条及び第4条第1項中「施設、設備等」を「施設又は設備」に改める。

第5条中「施設、設備等」を「施設又は設備」に、「破損」を「損傷」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○安曇野市博物館等における美術品取得及び特別企画展開催基金条例等の一部を改正する条例
 (第11条による改正)
 安曇野市博物館等における美術品取得及び特別企画展開催基金条例(平成17年安曇野市条例第79号)

改正後	改正前
(設置) 第1条 安曇野市博物館等における美術品取得及び特別企画展開催基金(以下「基金」という。)を設置する。 (第2条による改正) 安曇野市学校施設使用条例(平成17年安曇野市条例第225号)	(設置) 第1条 安曇野市博物館等における美術品取得及び特別企画展開催基金(以下「基金」という。)を設置する。

改正後	改正前
(損害賠償) 第7条 施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。	(損害の賠償) 第7条 使用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示により自費をもって直ちに復旧しなければならない。

2 (削る)
 別表(第4条関係)
 明科地域学校施設
 (単位: 1時間当たり円)

区分 使用時間	使用料	休館及び休場 日
明南小学校 体育館 AM 9:00~PM 9:30	600円 1,200円 200円	学校教育上及び管理上支障がある日 12月28日から翌年1月4日月曜日(月曜日が祝日の翌日)
明南小学校 校庭 AM 5:00~日没	400円 600円	
明北小学校 体育館 AM 9:00~PM 9:30	600円 1,200円 200円	学校教育上及び管理上支障がある日 12月28日から翌年1月4日月曜日(月曜日が祝日の翌日)
明北小学校 校庭 AM 5:00~日没	400円 600円	
明科	600円	

改正後	
中学校	体育館 A M 9 : 00 ~ P M 9 : 30
	全面 半面照明
	1,200円 200円
校庭	A M 5 : 00 ~ P M 9 : 30
	全面照明 全面 全面照明
	400円 600円 800円

(第3条による改正)
安曇野市人権教育集会所条例(平成17年安曇野市条例第236号)の一部改正

改正前	
中学校	体育館 A M 9 : 00 ~ P M 9 : 30
	全面 半面照明
	1,200円 200円
校庭	A M 5 : 00 ~ P M 9 : 30
	全面照明 全面 全面照明
	400円 600円 800円

改正後

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の人権問題に対する理解と認識を深め地域の社会教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、安曇野市人権教育集会所(以下「集会所」という。)の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第3条 集会所の施設又は設備を使用しようとする者は、安曇野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしないことができる。

(1)~(3) (略)

(使用許可の取消し等)

第4条 教育委員会は、集会所の施設又は設備の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1)~(4) (略)

2 (略)

(損害賠償)

第5条 故意又は過失により施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

改正前

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の人権問題に対する理解と認識を深め地域の社会教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、安曇野市人権教育集会所(以下「集会所」という。)の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第3条 集会所の施設、設備等を使用しようとする者は、安曇野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしないことができる。

(1)~(3) (略)

(使用許可の取消し等)

第4条 教育委員会は、集会所の施設、設備等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1)~(4) (略)

2 (略)

(損害賠償)

第5条 故意又は過失により施設、設備等を破損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

※参照条文

○安曇野市人権教育集会所条例

(使用の許可)

第3条 集会所の施設、設備等を使用しようとする者は、安曇野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしないことができる。

(略)

(使用許可の取消し等)

第4条 教育委員会は、集会所の施設、設備等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(略)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めるものについては、その実施のためには新たに予算を伴うこととなすについては、教育委員会が、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。